平成25年第5回定例会

伊南行政組合議会会議録

伊南行政組合議会

平成25年第5回伊南行政組合議会定例会議事日程

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日 午後 1 時 5 8 分 開 会

組合長あいさつ

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案の上程及び提案説明

議案第13号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第14号 平成25年度伊南行政組合一般会計補正予算(第4号)

- 第4 議案に対する質疑及び委員会付託
- 第5 一般質問

(議会全員協議会)

(委員会審査)

(保健福祉委員会協議会)

第6 委員長報告、質疑、討論及び採決

出席議員(16名)

1番 坂 井 昌 平 2番 三 原 一 髙 3番 下 平 順 一 4番 菅 沼 孝 夫 5番 加治木 今 6番 坂 本 裕 彦 7番 岩崎康男 9番 堀 内 克 美 10番 北沢正文 11番 竹 沢 秀 幸 12番 松村隆 村 田 豊 13番 14番 高 橋 昭 夫 15番 松 田 英 俊 16番 田 中 一 男 17番 清 水 正 康

説明のために出席した者

組 合 長 杉 本 幸 組 合 長 高 坂 昭 治 副 宗 副組合長 曽 我 逸 郎 副 組 合 長 小 田 切 康 彦 助 役 堀 内 秀 事 務 局 長 下 島 志 孝 防 下 会 計 管 理 者 小 松 原 豊 消 長 宮 病院事業管理者職務代理者 村 峃 伸 介 病院事務長兼経営企画室長 新 村 弘 病院総務課長 市 瀬 憲 治

事務局職員出席者

事務局次長 宮 下 務

本日の会議に付議された事件

議事日程記載のとおり

午後1時58分 開会

〇次 長(宮下 務君) 御起立をお願いいたします。(一同起立)礼。(一同礼)御着席ください。 (一同着席)

○議 長(松田 英俊君) 平成25年、年の瀬もいよいよ押し迫り、寒さも一段と厳しさを増してまいりました。

さて、ことしもさまざまな出来事があった一年でありました。明るい話題としては、2020年の東京オリンピック開催決定、富士山の世界文化遺産登録などがありました。一方、異常気象などが原因とも言われているさまざまな自然災害の発生、また、周辺国との領土問題など先行き不安定な事柄も起きてまいりました。

どうか迎えます新年が安心して暮らせる世の中になってもらいたいと切に願うところであります。

これより、平成25年11月25日付、告示第8号をもって招集されました平成25年第5回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議員定数17名、ただいまの出席議員数16名、定足数に達しております。

なお、8番 松下寿雄議員より、欠席の旨、届け出がありました。

日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に従い会議を進行いたします。

組合長よりあいさつをお願いいたします。

○組合長(杉本 幸治君) 平成25年11月25日付、告示第8号をもって平成25年第5回伊南行 政組合議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、年末のお忙しい中、御出席を賜 りまして、心から感謝を申し上げます。

さて、本格的な寒さは、まだこれからではありますが、朝夕の冷え込みも日増しに強くなり、ことしもあと 1週間ほどで年越しを迎える季節となってまいりました。

本年を振り返りますと、自然や気象面では国内外で近年の異常気象とも言える観測史の記録を塗りかえるような気象状況が多発をし、夏は国内観測史上最高の気温41℃を高知県で記録するなど、全国的に猛暑が続き、熱中症になる人も多く出たところでございます。

また、本年は台風の発生も多く、10月の台風26号の大雨によりまして伊豆大島では大規模な土石流災害が発生をし、大きな被害をもたらしました。さらに、その後の台風30号では中心気圧が895~クトパスカル、瞬間最大風速105mという想像を絶する凄まじい勢力でフィリピンに上陸をし、東日本大震災を思い起こすような甚大な被害が発生をしております。

そのほか日本全国各地で局地的な集中豪雨や竜巻などが発生をするなど、自然の驚異を強く感じさせられた 一年でありました。

そんな中でも、当伊南地域においては、幸い大きな災害の発生もなく年末を迎えられ、大変ありがたく思う ところでございます。

しかしながら、近年、起きております異常気象に伴う災害や環境への影響は、私たちが過去に経験をしたこ

とのない状況が増えており、今後、当地域においても自然災害等が懸念をされるところでありますので、災害 時の地域住民の安全を確保していくための備えを地域住民とともに考え、防災体制の構築を進めていかなけれ ばならないと思っております。

経済面におきましては、ことしの日本経済の状況は、安倍政権におけます経済再生に向けた政策の推進と世界経済の動向によりまして主要先進国の中で最も高い経済成長となり、雇用も拡大しつつある状況です。

当地域の企業等の状況でございますが、平均株価の上昇や円安によります輸出関連産業の好調な業績などを 背景に景気は回復をしてきていると感じている企業も多くなっております。その一方では、円安の進行やエネ ルギー価格の上昇によりまして仕入れコストが上がり収益が減少をしているところもありまして、企業間や業 種間での差も見られるところであります。全体としては、食品、燃料等の価格上昇や来年4月からの消費税率 引き上げに伴い個人消費の低迷が懸念をされる中で、なかなか設備投資の拡大や賃金の引き上げには至ってい ないのが実態であります。地域全体が景気回復を実感できるまでにはもうしばらく時間がかかるかと思われま す。

さて、伊南行政組合におけます各事業の進捗でありますが、一般会計においては、不燃物処理、し尿処理、 火葬場の運営、消防事業について、それぞれの課題に対応し、必要な取り組みを図りながら、おおむね順調に 推移をしているところでございます。

その中で、消防事業につきましては、議会全員協議会で、その都度、報告をさせていただいてきましたように、上伊那に広域化をしていくことについて基本的な方向がまとまり、今後、一本化に向けての具体的な内容の調整を図りながら準備を進めていくことになります。

病院事業につきましては、経営改革プランに基づきます経営健全化への継続をした取り組みと医師を初め医療スタッフの懸命な努力によりまして、年度中途に整形外科の常勤医師等の退職等がありましたが、不足をした診療科分を全体でカバーをしていただき、上半期の収支はほぼ前年並みで推移をしておりまして、本年度もこのまま推移をすれば黒字計上が見込める状況でございます。

また、上伊那地域の医療再生計画によります病棟の改修や医療機器の更新など、医療環境の充実も図ることができました。

なお、本年度の長野県地域医療再生計画の拡充分の事業として整備を進めておりますヘリポートの設置につきましては、調査設計業務を経て今月12日に入札が行われ、工事を発注をいたしました。

なお、年度内の完成を予定をしておりますけれども、東日本大震災の復興事業に伴いまして建設資材の入手 に相当の時間を要することが予想をされていることから、事業が次年度にわたる可能性もあると考えておりま す。

それから、第2次経営計画の策定に関しましては、11月27日の全員協議会で計画の素案について説明を させていただき、以後、各市町村議会の全員協議会にも説明をして御意見を寄せていただいております。本日 の全員協議会では、それらを踏まえて意見の集約をさせていただき、計画案をまとめてまいりたいと考えてお ります。

今議会に提案を申し上げます議案でありますが、条例案件が1件、補正予算1件の計2件でございます。 条例案件は、職員退職手当条例の一部改正でありますが、本年2月の第1回定例会で可決をいただきました 職員退職手当の支給水準引き下げに続くもので、国家公務員の退職手当制度の改正に準ずるものでございます。 補正予算につきましては、一般会計予算の消防費について上伊那広域消防本部庁舎建設事業の着手に伴いま す工事費負担金の追加をするものでございます。

これらの案件につきまして、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、申し上げまして、第5回定例会招集に当たりましてのごあいさつといたします。 どうぞよろしくお願いをいたします。

○議 長(松田 英俊君) 日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員は、会議規則第78条の規定により7番 岩崎康男議員、9番 堀内克美議員を指名いたします。 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日1日と決定されております。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(松田 英俊君) 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案の上程及び提案説明を行います。

議案第13号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第14号 平成25年度伊南行政組合一般会計補正予算(第4号)

以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〇事務局長(下島 清志君) それでは、議案第13号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正 する条例について提案説明を申し上げます。

議案書13-1ページをごらんください。

本年2月の議会第1回定例会において職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の議決をしていただき、 国家公務員に準じて職員の退職手当を段階的に引き下げる制度改正をさせていただいたところでございます。

なお、国家公務員につきましては、この制度改正の中で定年前の早期退職者に対する優遇措置の拡充も一体の制度として考えられており、本来なら今回の提案も2月議会に退職手当の支給水準引き下げとあわせて提案すべき改正でございましたが、早期退職者の募集実施要綱等の詳細が国において決まっていなかったことから今議会への提出となったものでございます。

国におきましては、5月21日に政令が公布され、6月から制度化されましたので、それを受けて地方公務 員についても制度化が進められており、当組合構成市町村では、駒ヶ根市において9月の定例市議会で議決され、制度化がされております。

当組合におきましても、今までの伊南行政組合勧奨退職実施要項を廃止し、国及び駒ヶ根市に準じて早期退職者の動機づけを拡大するために早期退職者の優遇措置の拡充、優遇措置の対象となる退職理由の整理、優遇

措置を受ける早期退職者の募集実施要項への記載事項等について所要の改正を行うものでございます。

具体的な優遇措置拡充の内容は、従来の勧奨退職実施要項では50歳以上の職員を対象として定年前1年につき一律2%、上限として10年で最大20%、退職手当支給額を割り増しする内容でございましたが、今回、45歳以上の職員を対象とし、定年前1年につき年3%の割増率に改め、上限を廃止するというものでございます。ただし、定年の前年度、すなわち1年度早く退職する場合には2%の割り増しとするものでございます。

それでは改正する条例の内容について説明いたします。

13-2ページをお開きください。

まず、第3条については自己都合による退職の場合の退職手当の基本額を定めておりますが、今回の優遇措置拡充に伴いまして字句の整理をするものでございます。

次の第4条でありますが、11年以上25年未満勤続後に定年等で退職した場合の退職手当の基本額について定めておりますが、第1項の規定を号立てにして整理をし、この条項の中に第4号として職員の年齢構成の適正化を図るために45歳以上の者を対象にした今回の早期退職の優遇措置により退職する場合を加え、第3項は改正前の第1項を分け勤続期間の区分及び割合について規定するもので、各号の割合等は従前と同じでございます。

次の第 5 条は改正前は整理退職等の場合の退職手当の基本額を定めた条項でございましたが、見出しを 2 5 年以上勤続後の定年退職等に関して定めた条項に改めまして、第 1 項の規定を号立てにして整理をするととも に、 13-3 ページになりますが、第 7 号として職員の年齢構成の適正化を図るために 45 歳以上で早期退職 する場合を加え、第 3 項は改正前の第 1 項を分けて勤続期間の区分及び割合について規定をするもので、各号の割合等は従前と同じでございます。

次に第5条の3でありますが、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例について読みかえを 規定しているもので、先ほどの第4条第1項第4号及び第5条第1項のうち第1号と第5号を除く各号に規定 をする職員で勤続期間が20年以上で45歳以上の職員について読みかえるよう改正するものでございます。

次に続く表中の改正は、退職日、給料月額等につきまして、それぞれ1年につき100分の3を乗じて得た額を割り増しし、ただし、定年の前年度の場合は100分の2とするよう読みかえるものでございます。

続く第5条の5の改正は、従来の勧奨退職制度を廃止し、新しい早期退職者優遇制度に切りかえることに伴い、勤続困難者について退職理由の記録作成を義務とするものでございます。

第6条の3は、通常、退職手当の最高限度額は退職日給料月額に60を乗じて得た額を上限とする規定がございますが、特殊な場合の読みかえを規定しているもので、今回の優遇措置拡充による退職者について第5条の3で算出した退職手当の額とするよう読みかえる改正を行うものでございます。

第6条の4は退職手当の調整額について規定をしていますが、第3条で行った字句の整理を行うものでございます。

13-4ページをごらんください。

次の第8条の2は新しい条項を加える改正でございます。今回の早期退職の募集要領等につきまして定める もので、17項目にわたり募集から認定までの実施要領を規定しています。

第1項は募集の対象職員について、第1号で職員の年齢構成の適正化を図ることを目的とした年齢45歳以

上の職員を対象とするもの、第2号で従来からある職制の改廃、勤務公署の移転を円滑に実施する場合の対象となる職員と定め、第2項では募集実施要項の記載事項に関して退職の期日や募集人数、募集期間等を定め対象となる職員に周知をすること、第3項は募集人数を記載する場合の人数の計算方法について、第4項は募集は期間を定めて行うこと、第5項は募集期間を延長できること、第6項で延長した場合の期限を周知すること、第7項は応募人数が募集人数に達した場合、その時点で募集は締め切るものとし、次ページの第8項で締め切った段階でその旨を周知すること、第9項は特別な場合の除き早期退職の応募と取り下げは期間内ならいつでも行えること、第10項で応募や取り下げは対象職員の自発的な意思に委ねられるもので強制してはならないこと、第11項は特別な場合を除き応募のあった者は認定すること、第12項で認定した場合の本人への通知について規定をしております。

続いて13-6ページ。

第13項では認定後の退職すべき日の通知について、第14項及び第15項では認定した職員が退職することにより公務に支障が出る場合は本人の同意を得て退職日を繰り下げもしくは繰り上げることができること、その場合の本人への通知について、第16項では、懲戒処分等、特別なことがあった場合は優遇制度の認定は効力を失うこと、第17項では募集実施要項と認定者の数の公表義務を規定をしております。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日より施行するものとし、平成26年度の退職者より適用を するものでございます。

議案第13号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例につきましての提案説明は以上でございます。

続きまして議案第14号 平成25年度伊南行政組合一般会計補正予算(第4号)について提案説明を申し上げます。

議案書14-1ページをお開き願います。

第1条第1項におきまして歳入歳出予算をそれぞれ785万4,000円追加し、予算総額を20億6,497万5,000円とさせていただくものでございます。

今回の補正は、消防の広域化に向けて上伊那広域消防本部庁舎の建設工事に着手いたしましたので、これに 伴います上伊那8市町村の負担する事業費のうち平成25年度の伊南4市町村分の負担金の予算について計上 をさせていただくものでございます。

次の第2条では、上伊那広域消防本部庁舎の建設工事が本年度から翌26年度にわたりまして施工されますので、伊南4市町村が負担すべき事業費の総額について債務負担行為の補正を計上するものでございます。

14-3ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為の補正でございます。

平成25年度、26年度の2カ年にわたる整備工事費の伊南4市町村分の負担額の総額4,883万円について 平成26年度までの債務負担行為を設定させていただくものでございます。

上伊那広域消防本部庁舎は移転新築されます伊那消防署に併設をして建設をいたします。伊那消防署及び広域消防本部庁舎の整備事業にかかわります総事業費は全体で12億6,356万円余ということでございますが、この中の上伊那広域消防本部の庁舎整備に要する事業費のうち上伊那8市町村で負担する金額は1億4,630万円

余となります。これよりまして均等割 16%、人口割 84%の負担割合で算出をされます伊南 4 市町村の負担 分は 4,883 万円となりました。

14-4ページをお願いいたします。

先に歳出の部でございますが、4款1項1目 消防費の785万4,000円の増額は19節 負担金、補助及び 交付金のうち負担金の増額でございまして、上伊那広域消防本部庁舎建設事業について伊那消防組合と共同し て整備を進めるための協定を結び、事務を一本化して進めているところでございまして、25年度事業費とし て伊南4市町村分の負担金を予算化するものでございます。

歳入の部でございますが、1款1項1目 分担金785万4,000円の増額は歳出予算の追加に伴い市町村の分担金を増額させていただくものでございます。

14-5ページには市町村の分担金調書を載せてございます。

なお、この分担金の負担割合は上伊那消防広域化協議会において決定をされております均等割16%、人口割84%となっております。

内容につきましては後ほど御確認をいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長(松田 英俊君) これをもって提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案調査のため暫時休憩といたします。再開時刻は午後2時30分といたします。

午後2時23分 休憩

午後2時28分 再開

○議 長(松田 英俊君) 本会議を再開いたします。

日程第4 これより議案に対する質疑に入ります。

議案第13号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第14号 平成25年度伊南行政組合一般会計補正予算(第4号)

以上2議案を一括議題といたします。

御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(松田 英俊君) 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案された議案第13号及び議案第14号は、別紙議案付託表のとおり常任委員会へ付託いたします。

委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告を願います。

日程第5 これより一般質問を行います。

一般質問は、申し合わせにより、質問時間は30分以内、質問回数は3回までとなっております。

11番 竹沢秀幸議員の質問を許可いたします。

〇11 番(竹沢 秀幸君) 早速ですが通告に基づき具体的な質問に入ります。

住宅用火災報知器の設置向上についてであります。

些細なことについての質問で恐縮でございますけれども、ことしの8月、NHKなどで放送されましたところの消防法改正により設置が義務化された住宅用火災報知器の設置率が総務省、消防庁及び長野県危機管理室消防課において平成25年6月1日時点での推計結果が公表されたところでございます。

本県では、全市町村で平成21年6月に設置義務が義務化されているところであります。

この推計結果によりますと、全国の推計設置率は79.8%、本長野県が76.9%であります。

次に、長野県下14の消防本部中、我が伊南行政組合消防本部は79.7%でありまして、県内の第4位に位置 しております。

県内のトップは木曽広域消防本部の88.4%、第2位が長野市消防局で87.4%、第3位が佐久広域連合消防本部で80.2%であります。

そこで、当組合として設置率向上に向け努力しているとは思いますけれども、具体的にどう取り組むのかについてお尋ねをいたします。

〇組 合 長(杉本 幸治君) それでは竹沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

住宅用の火災報知器の設置率向上についての御質問であります。

議員からもお話がございました当本部の設置率でありますけれども、79.7%ということで、県下では4番目でありまして、県平均を上回るものの、全国平均にはわずかに及ばない数値になっております。前回調査の平成24年度同期の数値から見ますと、全国平均で2.3ポイント、県平均では4.7ポイントの増加でありますけれども、当本部におきましては9.1ポイント増加をしておりまして、着実な設置率の向上が図られているのかなと、そんなふうに思っております。

この間ですけれども、それぞれの構成市町村の広報誌等によります広報、それから、文字ニュース、音声の 告知放送、また、火災予防運動にあわせて広報車によります広報、チラシの配布、それから高齢者の皆さんの 自宅を訪問しての設置率の向上等、また、関係者を集めた説明会等を実施をする中で取り組んできているとこ ろであります。

本年度ですけれども、イベント時におけますパネルの展示ですとかですね、子どもの消防広場、わくわく消防パークといったところで設置率の向上に向けた取り組みをしているところでございます。

そうした中で、まだ2割ほどの世帯が設置がされていないっていうことでありますので、今後も、これらに 向けたことが大きな課題であると、そんなふうには認識しております。

当組合の中で、今までですね、この警報器を設置していることによって大事に至らず被害が最少でとめられたと、そんな事例があります。少し御紹介いたしますと、駒ヶ根市内ですけれども、本年12月、てんぷら油をですね、火にかけたまま来客の対応をしていたため油に火が入ったんですけれども、住宅用の火災報知器が鳴り、火災に気づいて消火器で消しとめたということで、壁、天井を焼いた程度で済んだっていう事例がございます。また、同じく駒ヶ根市内ですけれども、朝、子どもに何か鳴っていると起こされて隣の部屋を見ると、こたつの布団が燃えていて部屋中が煙で充満をしていたと、すぐに消化をしたためにこたつ布団の一部を焼いた程度で済んだと、こんなような事例がありますので、より具体的なですね、こういった貴重な事例を多くの皆さんに周知をする中で、住宅用の火災報知器のですね、理解を得るように努めていきたいと、そんなふうに

考えております。

〇11 番(竹沢 秀幸君) ただいま、それぞれ答弁がございました。当消防本部につきましては前回よりも9.1%上昇したということで、その努力に対して敬意を表するところでございます。

また、この間の取り組みとして広報活動、あるいはイベントを通じての取り組みなどやっているということでありまして、もう2割くらい家庭はあるわけでありますけれども、積極的に取り組んでいくというお話でございまして、具体的に、こうした火災報知器のあることによりまして、2つほどの事例でございましたけれども、大災害に至らなかったという効果があったというお話もあったところであります。

そこで、平成27年4月1日、消防広域化として上伊那広域消防本部が発足するわけでございます。

伊那消防本部の同時点での火災報知器の設置率は77.2%でございまして、県下で5位であります。

現在は法の定めによりまして新築住宅の場合につきましては火災報知器の設置が義務づけられているところでございますけれども、平成21年6月以前の新築住宅等々につきましては未設置住宅があるわけでありまして、先ほど普及推進の事例の報告もありましたけれども、さらに推進が必要となるところでございます。

現在、当組合が設置率、県下14消防本部の中で4位でございまして、伊那消防本部が5位でございますので、消防を広域化いたしますと1つ減りますので必然的に4位になるわけでありますけれども、せっかくですので、この発足に向けてですね、具体的な年次目標を定めていただいて、火災の未然防止などのために、県下で設置率がトップになるよう、ともどもに取り組んだらどうかということを提案申し上げるわけであります。そういうことについて組合長の答弁を求めて私の質問を終わりにさせていただきたいと思います。

○組 合 長 (杉本 幸治君) この火災報知器のですね、設置率の向上に、今後、予定をしております上 伊那の消防広域化、その中でどのように取り組んでいくか、ぜひトップをという御提案でございます。

今のこの住宅用火災報知器の設置につきましてですけれども、条例をつくって決めております。火災予防条例でありますけれども、この条例ですけれども、伊那、伊南、それぞれの消防本部で同じ基準で定めておりますので、設置に関する具体的な部分については上伊那全体が統一されておりますので、そういう意味では事業を進めていく上ではいいのかなと、そんなふうに思っておりますので、今回のこの消防の広域化を機会にですね、双方の組合で行ってきております普及の広報とか設置指導の方法等について、お互いに、また、再点検をする中で、お互いに参考になるところはですね、生かしながら、より具体的な数値目標を定めて取り組まないといけないのかなと、そんなことを改めて感じましたので、具体的な数値目標等について検討をし、いっときも早いこの普及に努めていきたいと、そんなふうに思っています。

ちなみに、新設住宅は平成18年6月1日から、既存の住宅は平成21年6月1日から、すべて設置義務で、 設置場所は寝室、階段、廊下といった所になっておりまして、まずは寝ている場所の安全っていうことで、台 所については義務づけはされておりませんけれども、設置が望ましいというふうになっておりますので、場所 とすれば、そんなに多い場所ではありませんので、より、そういうことも説明しながら普及に努めていきたい と考えております。

○議 長(松田 英俊君) これにて11番 竹沢秀幸議員の一般質問を終結いたします。 続きまして5番 加治木今議員の質問を許可いたします。

O5 番(加治木 今君) それでは一般質問に入らせていただきます。

私は昭和伊南総合病院に関連したことと伊南行政組合の今後の事業に新しいものを入れていただくことを提 案してまいりたいと思います。

最初に昭和伊南総合病院に関しての質問を申し上げます。

平成21年からの病院経営改革プランと上伊那地域医療再生事業は今年度が最終年となります。先ごろ第2次の経営計画の素案が示されました。将来像につきまして近代経営研究所の報告書によりますと、診療機能を明確にし、それを特徴とした病院体制の再構築が必要かと思われると書いてあります。また、第2次経営計画の素案には当院の果たすべき役割を明確にすると位置づけてあります。

院長先生は臨床医として多くの住民にかかわり、病院を支えていただいております。そして本年4月からは 院長職と事業管理者としてかかわっていただいております。

さて、12月20日には、国は2014年度の診療報酬改定で総額を0.1%引き上げることを正式決定いたしました。

消費税の増税については、患者への負担を避けるための対応もされておりますが、この診療報酬の行方はいつのときにも病院経営に大きな影響を与えてきました。地域の病院としての役割の明確化はますます必要になり、それを共有することが必要となってまいります。

国・県の医療政策、上伊那状況と関連して昭和伊南総合病院への思いと役割の明確化についてお聞きしたい と思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○病院事業管理者職務代理者(村岡 伸介君) それでは加治木議員の御質問にお答えいたします。

日ごろ昭和伊南総合病院病院事業に対しまして多大な御支援、御協力をいただいております地域住民の皆様、 そして、その代表であります正副組合長初め伊南行政組合議会議員の皆様方に心より感謝を申し上げます。

さて、昭和伊南総合病院は伊南地区の住民が住民の健康と福祉のよりどころとして必要と考え、つくられ、 そして運営されてきた自治体立病院であります。したがって、昭和伊南病院は、この地域の中核病院として良 質な医療サービスを効率的、安定的に提供し、住民の安全・安心の支えとなることが役割であると考えます。

第2次経営計画の素案におきまして病院機能として第1に上げておりますのは救急医療を含めた急性期医療の維持、発展であります。救命救急センター指定がえに伴い平成24年4月に救急センターを立ち上げました。 救急患者、救急車受け入れにつきましては、前後で変わりない数の受け入れを実施しております。

内容としましても、血管内治療の対象となる急性心筋梗塞を初めとする循環器疾患、そして緊急手術等が必要となるくも膜下出血、脳出血、あるいは血栓溶解療法の対象となり得る脳梗塞といった脳卒中、いわゆる3次救急と言われる分野にも24時間対応を行っております。これらの疾患は治療に時間的制限があるため、その制限の中でできるだけ素早く対応する必要がありますので、地元の医療機関で対応できる必要性が高いものであります。これを少ない医療資源、特に少ない医師で継続していくためには、対応する医師の献身的努力がないとできないものであることを御理解願いたいと思います。

また、急性期医療のもう1つの大きな柱となりますのはがん診療であります。消化器系がんの診断と治療には、内視鏡検査、手術の技術が必要となります。当院の消化器病センターは県下でも有数の内視鏡症例数があります。そして、診断された中から外科手術の適用となります場合には肝切除、膵頭十二指腸切除といった難

易度の高い手術でありましても昭和伊南病院外科におきまして日常的に対応をいたしております。

また、血液内科は上伊那、下伊那において唯一の血液内科として白血病や悪性リンパ腫といった血液がんに 対応しております。

今後は、化学療法、あるいは緩和ケアの対応につきましても充実をさせていきたいと考えています。

さらには、本年度、計画をしておりますヘリポートの設置によりまして信州大学などとの連携を含めて、さらに一歩進めた救急医療を提供していきたいと考えております。

そして、病院機能の第2として挙げておりますのは回復期リハビリテーションの充実と退院後に必要となる 地域リハビリテーションへの取り組みであります。

社会の高齢化が進み、在宅医療や地域包括ケアシステムの構築がなされていく中で、どのように病院がかか わっていくのがよいのか、まだ手探りの状況ではありますけれども、地域先進リハビリテーションセンターを 開設し、検討していく予定であります。

さて、病院機能、特に急性期医療診療機能は、それを担う医師の能力によります。ですから、今後も病院機能を充実するためには医師招聘が不可欠であることは言うまでもありません。新たな医師を確保するとともに、現在、勤務してくれている医師が健康で長く充実感を持って診療に当たってもらえるように病院として努力をしていきたいと思います。

そして、もし、診療の結果に満足していただけましたら、個々の医師や職員に対して感謝を口にしてくださると、その医師や職員のやりがいや充実感につながることは間違いありません。医師確保につながるという意味で、そんな御配慮もお願いをできれば幸いに存じます。

さらに、人口10万人当たりの医師数、全国平均では219人となります。この上伊那医療圏は131.8人と大幅に少なく、長野県2次医療圏の中でも2番目に少ない地域であります。これらの限られた医療資源を効率よく活用できるように上伊那地域医療再生計画及び長野県地域再生計画拡充分などで整備いたしました電子カルテ、信州メディカルネット、遠隔画像診断、遠隔病理診断などの利用を進め、信州大学などの病院、また、地元開業医の先生方との連携を密に行い、地域の皆様によりよい医療が提供できるように地域完結型医療を目指していきたいと思います。

「和顔愛語」が昭和伊南病院の基本理念であります。

平成25年4月に院長及び病院事業管理者職務代理者の辞令をいただきました。そこで、職員の前に立ち、最初のあいさつをいたしました。その際に申し上げましたのがこの「和顔愛語」についてであります。「来院しました患者さんに笑顔と優しい言葉で接し、お世話をいたしますという意味であります。ですが、これを少し拡大して、患者さんだけでなく、職員同士でもこれを実行してください。」ということを申し上げました。「まず、あいさつを交わすこと、そして、例えば誰かがものを頼んできたときには、それは困っていることがあるから頼んできたということなので、まず、よく話を聞きましょうという意味です。」ということを申し上げました。この基本理念を実現できるように職員みんなで取り組みつつ、日常の仕事に励んでおります。職員が働きやすい病院こそが患者さんにとってもよい病院であると考え、人材の育成に取り組んでいきたいと考えています。

さて、最後になります。地域とともに皆でつくろう新病院、これが実現できますよう職員全員で取り組んで

いきたいと考えますので、今後の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

O5 番(加治木 今君) ただいま御答弁をちょうだいいたしました。急性期医療のますますの維持、発展、そして、がん診療、あるいは地域リハビリテーションセンターの開設と、今現在、私たちの社会で求められているものにしっかり対応をしていってくださるという力強いお言葉をお聞きいたしました。そして、それを支えるのは私たち住民であるということも、医師招聘、それから職員の方々が働きやすい病院を助けるためにも力となるということも、今、示していただきました。小さな地域で1つの病院を運営していくということは本当に難しいことだということを私たちも実感し続けておりますが、昭和病院のこの特徴的な医療は、私たちが、また、ある意味、広報していくことで患者さんが安らぎを持ちながら治療できるのではないかということを、私も家族がかかわりました関係で経験しまして、十分感じております。きょうは、そのように院長先生のお話をお聞きしながら、これからの素案の検討のときにも頭に置いてまいりたいと思います。

それでは2番目の質問に入らせていただきます。

現在、大変に求められております発達障害に対する支援事業を伊南行政組合として事業化できないかという 新しい視点の質問でございます。

現在、駒ヶ根市のつくし園で行われております発達障害に対する支援事業には、飯島町、宮田村からの通園 に関しては、それぞれから負担金をいただくという形になっております。

発達障害に関しましては、それを個性という考え方もありますが、就職という局面において多くの課題を抱えており、雇う側の対応も求められるなど、子育て支援のみでは対応できなくなっている現状があります。この必要性から将来に向け新たな研究もされており、市町村にとって必要な事業の1つになっております。

さて、伊南行政組合の事務事業は、これから5年ぐらいを見据えると減少してまいります。行政組合の今後 のあり方も検討する時期が来ているのではないでしょうか。この検討のときに発達障害支援事業を伊南で取り 組むことを検討することを提案いたします。

現在、昭和伊南総合病院では専門医もかかわっておられます。発達障害にかかわる診療やリハビリを受けて いる人数もあわせてお聞きしたいと思います。

専門医の在籍する病院も含め、伊南で、より効果的で先進的な方向に取り組むことが大きな支援になると考えますが、組合長に見解をお聞きいたします。

○組 合 長(杉本 幸治君) それでは、加治木議員の、発達障害支援事業をですね、伊南行政組合でっていうような御質問で何点か御質問をいただきました。

議員からもお話がございました。現在、この社会性とかですね、人とのコミュニケーション、また注意力の不足、それとか衝動性、多動性といったことで保育園、学校などでの集団生活や学習に困難さを抱える幼児、児童が年々増加をしている傾向にございます。そのための療育の訓練、また発達相談等の支援事業等が大変重要であると、そんなふうに私も思っているところでございまして、当組合の構成団体である駒ヶ根市におきまして、今、児童発達支援施設つくし園を設置、運営をしておりまして、乳幼児期から学童期までの親子さんや児童を対象といたしまして日常生活におけます基本的動作や集団生活のための適応性、また社会力をつける療育訓練と相談業務を実施しておりまして、このつくし園、議員からもお話がございました。駒ヶ根市外の他町村の方にも利用に伴う負担をいただく中で受け入れているところでございまして、現在、駒ヶ根市16人、飯

島町7人、宮田村が5人、合計28人の方がこのつくし園を御利用をいただいているわけでございます。

この発達支援事業ですけれども、言うまでもなくて、専門のスタッフが非常に重要となってまいります。今、 小児科の医師、それから臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士といった、この専門職のかかわりが必要であり ますので、その面からいきますと、やはり広域化して実施するのに一定の効果があるのかなと、今、考えてい るところでございます。

次に、昭和伊南総合病院におけます発達障害に係ります診療件数の状況でありますけれども、平成24年度の新規の患者数を見ますと、言語療法が149人、作業療法が130人となっておりまして、発達障害児のほとんどが言語療法と作業療法の両方を兼ねて処方されている状況でありますので、言語療法のほうが単独の子ども数が多いことから、実数としては149人と見ております。同様に見ますと、平成23年度が127人、平成25年度12月17日までの人数が105人となっております。

なお、この新規の患者数ですけれども、検査だけの処方もありますので、その後、すべての子どもさんが訓練をしているものではなく、また、訓練も1週間に1回が基本でありますので、2週間に1回や1ヶ月に1回などまちまちで、訓練機会も個別に異なるため、実際の年間実数では、リハビリ技術科で発達障害として訓練を受けている子どもの人数は大体100名前後であります。そして、その子どもさんたちがそれぞれの頻度で言語療法や作業療法を数年受けているところに新規の子どもさんが約130名ほど受診しているという状況であります。

ちなみに、この昭和伊南総合病院に受診をしております発達障害児の地域別割合ですけれども、駒ヶ根市が53.2%、宮田村19.4%、飯島町が8.7%、中川村が1.6%、伊那市が14.7%となっております。

それから、受診している子どもさんたちですけれども、3歳から就学までがほとんどでございまして、就学後も必要な場合は学校と連携をして数回の訓練を行いますけれども、基本的には就学期までを病院の対応期間と位置づけているところであります。

そうした中で、つくし園で行っております発達障害支援事業を伊南行政組合の事務事業として取り組んでは どうかという御提案でございます。

この案件は、以前、清水議員さんからもお話ございました。

先ほど申し上げましたように、発達障害児を持つ子どもさんへのですね、支援っていうことになりますと、 先ほど来、申しましたとおり、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、また臨床心理士といった医療の訓練の ための専門スタッフの確保が、まず、なければだめでありますので、そういう意味ではですね、先ほど申しま したように広域的に運営するっていうことは、私は意義があるのかなと、そんなふうに思っています。

ただ、この発達障害にかかわる事業すべてを伊南行政組合っていうことになりますと、今、この子どもさんを取り巻く状況、各基礎自治体であります市町村の福祉事業ですとか教育事業、また、保育園、幼稚園といったところがかかわってくるわけでありますので、そういう視点からいきますと、これらすべての事業は、もう、まさに基礎自治体の基本的な、私は仕事かなと、そんなふうに思っておりますので、そういう点からいきますと、これ全体を一部組合の事業とするのには少しなじまないのかなと、そんなふうに思っておりますので、基礎自治体としてどう取り組むかと、そんなふうに思っております。

ただ、そういった中でありますけれども、今後、それぞれ構成市町村とですね、いろいろな考え方がありま

すので、いろいろの、そういう要請等があれば、それらに基づいて、また検討していくことになります。今す ぐということには、ちょっとなじまないのかなと、そんなふうに考えております。

○5 番(加治木 今君) ただいま組合長から御答弁をいただきました。広域で取り組む必要はあるんだけれども、やはりいろいろなかかわる機関の多さを考えると、この伊南行政組合の事務事業としては適さないのではないかというお答えをいただきました。

私も、これを広域でかかわってほしいということはいろいろな場所で申し上げておりますけれども、なかなか連携がとれないというのが、正直、現実ではないかと思います。特に、今、組合長がおっしゃったように、かかわる機関が大変多いということが課題であるとは思います。将来的は合併ということも考えながら、これを取り組んでいただかないとだめなのかなということを私も思いますけれども、各市町村、きょうは皆様おいでになりますので、皆さまで御理解を深めていただきながらも、ぜひ、このスタッフが広域で行き来できるような形だけでも非常に効果が出ると思いますので、一歩ずつでも広域で進められるような方法を模索していきたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議 長(松田 英俊君) これにて5番 加治木今議員の質問を終結いたします。 続いて6番 坂本裕彦議員の質問を許可いたします。

06 番(坂本 裕彦君) それでは、きょう最後の質問をさせていただきます。

私は、1項目、4点の質問ですが、初めに3点一括して質問してまいりますのでよろしくお願いします。 広域連合などへの業務移行による伊南行政組合の今後の役割についてであります。

伊南行政組合は平成27年度からの消防業務の上伊那広域消防への統合に始まり、ごみ処理の広域化も検討されております。これからの数年間において大きな変動の時期になってきます。伊南行政組合の今後について 幾つかの点を伺います。

消防業務は平成27年度から上伊那広域連合に全面移管される予定ですが、それ以後は今までの起債償還など一部の事務処理や市町村間との調整になるのかどうかについてです。

消防広域化まであと1年3ヶ月余となり、検討具体化が大詰めとなってきています。その中で、伊南行政組合と広域連合、市町村の役割分担と調整機能との関連で、伊南行政組合はどのようにかかわっていくのか。

上伊那消防広域化協議会で財産については無償貸与または無償譲渡によるとし、管理運用については組合または市町村と十分協議の上、広域化後の新組織において実施する、細部は広域化前の債務者が引き続き負うものとするとあり、この協議会での伊南行政としての業務の責任はどのようになっていくかについて聞きます。

3カ年実施計画では、平成27年度から消防費事業費はゼロになっています。歳入についても26年度は22億7,900万円が27年は12億8,000万円と、ほぼ半分というような状況で、公債費については6,557万円、これは消防だけの公債費ではないと思いますが、そういうことを見ても、伊南行政組合始まって以来の大変動というふうになるかと思います。これらのことも含めてお聞きします。

次に、不燃ごみ中間処理施設大田切不燃物処理場は上伊那広域連合焼却施設の新設に合わせ箕輪町の八乙女 に管理運営を統合することが検討されているということについてであります。

上伊那広域連合一般廃棄物処理基本計画においては、第7章第2節 中間処理計画、リサイクル施設のとこ

ろで、大田切不燃物処理場は、施設の老朽化による機能低下が懸念されるため、上伊那圏域内で発生する燃や せないごみ、粗大ごみ及び対象資源物の処理についてはクリーンセンター八乙女に集約し、処理の一本化を図 る方針であるとなっています。

上伊那の29年に統合するということも、さきの伊南行政組合の3カ年実施計画の説明の中でも話が出ました。今回は28年度までの3カ年計画ですが、来年度には29年度までの計画になりますので、廃止を視野に入れての準備に入っていかなければならないのかどうか、今までの4市町村と伊南行政から、これからは上伊那広域連合にという、そういう動きになってきている中で、伊南行政としてごみ処理施設の設置運営の業務は終わりになっていくのかについて聞きます。

次に、衛生センターの将来像についての方向性はどこまで進んでいるのか、進捗状況について質問します。 し尿汚泥処理は、年々、下水道の普及により減少してきています。伊南衛生センター年度別し尿等処理状況 の資料が、さきの視察の際にいただいた資料にありますが、それを見ますと、平成20年度に1万6,771 klで したが、平成24年度は1万1,873 klというふうに大幅に減っている状況であります。このことは、施設の老 朽化ともあわせ、今後の衛生センターの改修、建てかえ、あるいは下水道投入にするのかなど、方向性につい て検討が始まっていると聞いていますが、どこまで進んでいるのかについてお聞きします。

伊南行政組合で小松加賀環境衛生事務組合に視察に行きました。ここの組合でも建物や機器設備の老朽化が著しい、また、下水道整備が進み、年々、投入量も減少していて、今後の施設の将来性の方向性、あり方について、全面更新か基幹整備か下水道投入かについて精密機能検査を業務委託して参考資料にするということでありました。市町村対応でもさまざまな対応があると思いますが、現在の進捗状況について伺いまして、以上、1回目の質問です。

〇組 合 長(杉本 幸治君) それでは坂本議員の御質問でございます。

伊南行政組合、今、いろいろの意味で変革の状況でありますので、それらの今後の見込み等についての御質 間であります。

まず1点目でありますけれども、現在、上伊那地域の消防広域化協議会におきまして消防の広域化に向けての協議を進めてきておりまして、平成27年4月に上伊那広域消防本部の発足を目指すこと等、主要な調整項目の協議を終えまして、平成26年1月には広域化の協定を締結を予定をしているところであります。

この上伊那広域消防本部が設置をされた場合の運営経費等はですね、構成市町村から直接、上伊那広域連合 へ納入することになるのかなと、そんなふうに思います。

また、消防団については、今後も現在の市町村消防団として変更はございません。

消防団と常備消防との連携につきましては、新たな広域消防本部におけます連携体制の構築を図ることとしておりまして、広域消防の発足に伴いまして消防業務の運営について伊南行政組合の直接的なかかわりは終了することになります。

ただし、議員からもお話ございました広域消防発足前に伊南行政組合がですね、借り入れました地方債の償還については伊南行政組合予算の中で行うこととしておりますので、引き続き伊南行政組合がこの償還業務を行っていくことになります。

次に中間処理施設のごみの問題であります。

今、24年8月の上伊那広域連合の新ごみ中間処理施設の整備基本計画によりまして上伊那圏域のごみ焼却施設の老朽化対策として可燃ごみ処理の一本化を図るための新ごみ中間処理施設を整備することといたしました。計画では平成30年度を目途に新ごみ中間処理施設を整備をすることとしておりまして、現在、最終候補地の地元地区との調整を行っているところでございます。

この12月に作成をされました上伊那広域連合一般廃棄物ごみ処理基本計画第4次の改訂版では、大田切の 不燃物の処理場、それから鳩吹のクリーンセンターの施設老朽化対策として、上伊那圏域で発生をいたします 不燃物、資源物、粗大ごみにつきましてはクリーンセンター八乙女に集約をし、処理の一本化を図るとの方針 を示しております。

新ごみ中間処理施設及びクリーンセンター八乙女によります処理の一本化については、整備時期の整合性を図りまして、新ごみ中間処理施設でのクリーンセンター八乙女の最終処分場の掘り起し残渣の再処理によりまして最終処分地を再生をし、地域内完結型の廃棄物処理を目指すこととしているところでございまして、この処理の一本化に伴いまして大規模修繕を要する大田切の不燃物処理場は廃止の方向で調整を進めたいと思います。

上伊那圏域での廃棄物処理施設の一本化は市町村の分別基準等の統一を伴うものでありますので、事実上、 市町村と広域連合の間で調整が図られまして、大田切不燃物処理場の廃止によりまして伊南行政組合のかかわ りは終了することになります。

次に、衛生センターの施設の老朽化対策、老朽化によります経費の増加と投入量の減少に伴います高コスト対策のために、今、市町村の環境担当、下水道担当課長によりまして検討を進めてきております。6年後の平成31年度の1日当たりの稼働率が25.8%と推計をされまして、平成24年度実績に対して6.7ポイントの減少が見込まれると想定をしております。し尿処理、汚泥処理の将来像として、1つとして下水道に投入をして終末処理場で処理をする方法、もう1つが衛生センターの規模縮小を伴う大規模改修によりまして継続をして処理していく方法の2つの選択肢を検討しております。さらに、下水道に投入する場合には共同処理する場合と市町村それぞれの下水道に投入する場合の2つの選択肢があり、共同処理については衛生センター施設で受け入れ駒ヶ根市下水道へつなぎ込む方法も考えられます。課題といたしましては、下水道投入の場合は基準値クリアのためにかなり希釈する水の確保が必要になります。衛生センターの大規模改修については費用負担が上がるわけでございます。また、市町村によって処理が大きく異なりますことから市町村の将来計画の見極めが必要でありますので、今、それらを総合的に考えて、共同で処理するのか、また、市町村単位で処理をするのかについて平成26年度中に市町村との調整を図りながら方向づけをしていきたいと、そんなふうに考えております。

○6 番(坂本 裕彦君) 消防と大田切処分場については終了ということで、伊南行政組合の今まで果たしてきた大きな役割は、発展的解消といいますか、広域へ移るということについては、やむを得んという言い方はおかしいですが、そのとおりかなというふうに思うわけであります。

衛生センターについては、2つの、下水道と大きな改修という2つのことと、下水道についても2つの選択 肢ということでは、やはり市町村との関係で伊南行政としての役割っていうのは本当に大きなものがあると思 います。大規模改修、大きな改修という点では、財政的にも現実性が少ないのかなあというようなことも感じ ますけれども、伊南行政として各4市町村との連携もとって、適正な処理ができるような、そういうことに進んでいただきたいということをお願いします。

次に、これらの伊南行政組合の業務の縮小によります伊南行政組合の今後のあり方と役割はどうなっていく のかについて伺いたいと思います。

組合の目的、規約、議会はどうなるかということも大事な課題だと思います。組合規約第3条で組合の共同 処理する事務が掲げられています。共同処理する事務で(4)し尿処理施設、汚泥処理施設及びごみ処理施設 の設置並びにその経営、(5)に消防に関する事務と定めています。先ほどの答弁からしますと、この(5)の 消防に関する事務っていうのは抹消されるのかなあとか、あるいは(4)のし尿処理施設、あるいは汚泥処理 施設及びごみ処理施設についても、これも規約から、相当、削除したり変更しなきゃいけないのかなあという ようなことを感じるわけですが、特に急がなければならないのは1年3ヶ月後になった消防に関する事務の今後ではないかと思います。

それで、広域消防の条例規則等の取り扱いは、上伊那広域連合の基準にのっとり業務を執行する移管化及び事務取扱については広域化までに調整するものとするとあります。広域化に伴う条例規則等の制定等については、別途協議するとなっています。伊南行政組合の現在の条例が広域連合の条例にほとんどそのまま移行していくということは想定されますが、協議、調整の独自の機関が必要になるのではないか、今の伊南行政の消防に関する条例等がそのまま広域連合と合致していくのかどうか、条例第9編 消防の項には28の条例、規則、規定、要綱がありますが、そのすべてが広域連合に移行していけるのかどうか、さらに、組合規約のごみ処理施設の設置並びにその経営についても対応、それから、衛生センターの将来像の今後の方向性、そして、これは行政の課題ではありませんが、議会構成のことも含めて全体の課題として検討していかなければならない、そういう組織、あるいは機関などが必要ではないでしょうか。将来像が大きく変換するとなれば、3カ年実施計画での計画の変更にもかかわってきますので、伊南行政組合の将来像、今後の組織や運営について検討する独自の機関を設けていくべきではないか、また、市町村独自の考えもあり得るので、伊南行政4市町村の協議体を設置しての対応はどうかについて質問します。

〇組 合 長(杉本 幸治君) 伊南行政組合の今後の組織のあり方についての御質問でございます。

議員からお話がございまして、今、私からも御説明申し上げましたとおりでありまして、伊南行政組合が担ってまいりました消防、また廃棄物処理にかかわる直接的な業務は、順次、終了します。その中で残るのは、明らかに残るのが、今、病院事業、それから火葬事業は確実に残ります。あと、し尿等の処理状況については、今後、若干、まだ検討しなきゃいけないところがあるのかなと、そんなふうに思っております。

今後、この一部事務組合として担っていく業務及び組織体制につきましては、構成市町村との協議を踏まえるわけでありますけれども、まず、1番目としては、平成26年12月に消防広域化の手続に合わせていろいろの規約の改正をしなきゃいけませんので、まずは、この平成26年12月の消防広域化の手続に合わせて検討をしていきたいと、そんなふうに考えております。

また、最新の3カ年実施計画でありますけれども、平成26年度から28年度までの3カ年の計画でありまして、平成27年度以降の消防業務については上伊那広域消防本部へ移行する内容としております。3カ年実施計画はですね、毎年、ローリングをしていくため、不燃物処理、衛生センター等についても検討の内容を反

映をさせていきたいと思っております。

また、今後の組織体制、運営について検討する機関についてはっていう御質問でございますけれども、現在の市町村長によります正副組合長会、また、副市町村長会、市町村の伊南行政組合担当部課長会等の中で検討をし、議会に諮りながら方向づけをしていきたいと、そんなふうに考えております。

○議 長(松田 英俊君) これにて6番 坂本裕彦議員の一般質問を終結いたします。

委員会審査のため暫時休憩といたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

午後3時23分 休憩

午後4時39分 再開

○議 長(松田 英俊君) 本会議を再開いたします。

日程第6

議案第13号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第14号 平成25年度伊南行政組合一般会計補正予算(第4号)

以上2議案を一括議題といたします。

本案は本日の会議において消防衛生委員会に付託してあります。

消防衛生委員長より審査結果の報告を求めます。

○消防衛生委員長(松村 隆一君) 消防衛生委員会審査結果の報告を申し上げます。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第13号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を 改正する条例及び議案第14号 平成25年度伊南行政組合一般会計補正予算(第4号)につきまして、本日、 委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

なお、審査の過程で議案第13号につきまして実際に実施する時期、内容について質問があり、時期、募集 人員等については、現在、時期不詳である旨の答弁がありました。

以上、報告とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長(松田 英俊君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(松田 英俊君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議 長(松田 英俊君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

議案第13号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議 長(松田 英俊君) 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続きまして、

議案第14号 平成25年度伊南行政組合一般会計補正予算(第4号)

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(松田 英俊君) 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで組合長よりあいさつをお願いいたします。

○組 合 長 (杉本 幸治君) 平成25年第5回伊南行政組合議会定例会の閉会に当たりまして一言御礼のごあいさつを申し上げます。

今定例会に提案をさせていただきましたすべての議案につきまして、慎重なる御審議の上、いずれも原案ど おり御決定を賜りましたことに対し心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、病院の第2次経営計画につきましても、これまでいただきました御意見を計画案に反映できるよう、 さらに検討をし、今後の運営の指針となるよう計画としてまとめてまいりたいと存じます。

各市町村とも新年度の計画づくりや予算編成作業に入っていることと存じますが、景気回復の影響がいまだ 見えない中で、市町村財政の状況は引き続き大変厳しい状況にあります。今後とも事業を精査をし、業務の改 善に努めるとともに、国の制度改正や支援策等も注視をしながら、伊南4市町村が情報を共有し、連携を深め ていくことが大切と思っております。

終わりに、いよいよ年の瀬も迫り何かと慌ただしい時期でございます。また、寒さ厳しき折でもありますので、議員各位におかれましては、御自愛をいただき、ますます御活躍されますようお祈りを申し上げます。

地域の皆様とともに希望の持てる新しい年を迎えられますことを御祈念を申し上げ、閉会に当たってのあい さつといたします。

大変ありがとうございました。

- ○議 長(松田 英俊君) これをもって平成25年第5回伊南行政組合議会定例会を閉会といたします。 御苦労さまでございました。
- **〇次 長(宮下 務君)** 御起立をお願いいたします。(一同起立)礼。

大変御苦労さまでございました。

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成25年12月25日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員